

様式第21（第37条関係）

高圧ガス販売事業届書	一般	※ 整理番号	
		※ 受理年月日	年 月 日
名称（販売所の名称を含む。）			
事務所（本社）所在地			
販売所所在地			
販売をする高圧ガスの種類			

年 月 日

代表者 氏名

印

（あて先）橋本市長

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ※印の項は記載しないこと。
 - 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

一般高圧ガスの販売事業届出について

1 容器置場のない販売所及び貯蔵量300m³未満の販売所

- (1) 高圧ガス販売事業届書（様式第21）
- (2) 高圧ガス販売計画書
- (3) 販売所の付近見取り図
- (4) 誓約書
- (5) 法人の登記簿謄本（個人の場合は住民票） 但し、発行日から3ヶ月以内のもの
- (6) 保安台帳・容器受入簿様式見本
- (7) 周知文書見本（周知文書を要する高圧ガスを販売する場合のみ、一般則第39条）
- (8) 貯蔵する場合、ガス別貯蔵明細書
- (9) 高圧ガス供給証明書
 - ※以下の(10)、(11)は販売主任者の必要な高圧ガスを販売する場合のみ
（一般則第72条）
- (10) 販売主任者選任届（免状の写し添付）
- (11) 実務経験証明書（添付を要する場合のみ）

2 上記1以外の販売所

- ①貯蔵量300m³以上1,000m³未満（第一種ガスは3,000m³未満）
 - 1で必要な書類のほか、別途、第2種貯蔵所設置届書が必要です
- ②貯蔵量1,000m³以上（第一種ガスは3,000m³以上）
 - 1で必要な書類のほか、別途、第1種貯蔵所設置許可申請書が必要です

【問合先】 〒640-8585（住所記入なしでも届きます）

和歌山市小松原通1-1

和歌山県総務部危機管理局消防保安課 産業保安班

TEL 073-441-2263

FAX 073-422-7652

E-mail e0109001@pref.wakayama.lg.jp

高圧ガス販売計画書

1 販売の目的

2 販売するガスの種類

3 販売の方法

4 販売の区分

5 販売区域

6 販売所の電話番号等

担当者

7 販売の基準に対する事項

8 高圧ガスを運搬する車両の保有状況

9 容器の貯蔵について

(記 載 例)

高压ガス販売計画書

1 販売の目的

(例) (溶接・溶断用、工業用燃料、化学原料、医療用、空調機器修理用) として小売業及び卸売販売をする。

- ・アセチレンガス → 溶接・溶断用
- ・LPガス → 工業用燃料
- ・酸化エチレン → 化学原料
- ・酸素 → 医療用
- ・フルオロカーボン → 空調機器修理用

※ガス名ごとに販売目的を記入すること。

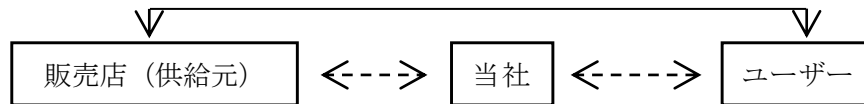
2 販売するガスの種類

- (例) (1)可燃性ガス・・・アセチレン、水素、エチレン
(2)毒性ガス・・・塩素、亜硫酸ガス
(3)不燃性ガス・・・窒素、炭酸ガス、ヘリウム、フルオロカーボン
(4)支燃性ガス・・・酸素、空気、亜酸化窒素
(5)可燃性毒性ガス・・・酸化エチレン、アンモニア、一酸化窒素

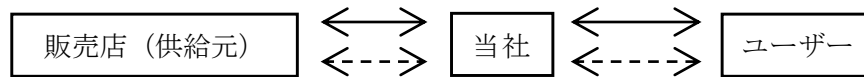
※混合ガスの場合は燃性区分ごとに分類すること

3 販売の方法

(例) (1)ガス供給者からユーザーへ直送する。



(2)自社車両で容器置場からユーザーへ直送する。



※凡例 \longleftrightarrow 容器の流れ $\langle\text{---}\rangle$ 伝票の流れ

4 販売の区分

(例) 病院、工場、小売店、個人宅等

5 販売区域

(例) 和歌山県、大阪府、兵庫県等

6 販売所の電話番号等

(例) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

担当者 △△ △△

7 販売の基準に対する事項

(例) 一般高压ガス保安規則第40条の基準を遵守する

8 高压ガスを運搬する車両の保有状況

(例)

車両記号、番号	重量	車両
和歌山〇〇あ 〇〇〇〇	10トン	〇〇社製10トントラック

※運搬にあたっては、一般高压ガス保安規則第48条の基準を遵守する

9 容器の貯蔵について

(例) 一般高压ガス保安規則第18条の基準を遵守する

誓 約 書

年 月 日

橋 本 市 長 殿

所 在 地

名 称

代表者名

印

販売事業届出書の受理後は、下記事項を遵守し、その義務を完全に履行することを誓約します。

記

1. 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス販売業者の義務事項を遵守します。
2. 無届けで高圧ガスを販売しようとする者には高圧ガスを供給しません。
3. 保安講習会等の行事には積極的に参加し、自社従業員及び高圧ガス供給先等に対して保安教育を行います。
4. 高圧ガスによる災害の発生の防止に努めるとともに、移動に関しては、移動の基準を遵守します。
5. 関係団体に協力します。
6. 高圧ガスを貯蔵する場合には、高圧ガス保安法第15条及び第16条を遵守します。

高圧ガス引渡先保安台帳

No. _____

保安責任者 _____

引 渡 先	名 称		
	所 在 地		
	消費・引渡場所		
年	月	日	保 安 記 録
.	.	.	
.	.	.	
.	.	.	
.	.	.	
.	.	.	
.	.	.	
.	.	.	
.	.	.	
.	.	.	
.	.	.	
.	.	.	
.	.	.	
.	.	.	
.	.	.	

(記載事項)

- 1 引渡先に対し行った保安上の指導、助言
- 2 高圧ガスに係る事故、災害時の状況
- 3 施設等の異常の有無並びにその対応措置
- 4 その他保安上の材料となる事項

高圧ガス供給証明書

供給先 販売所所在地
名 称
代 表 者 名 印

上記の者が高圧ガス保安法第24条の4に基づく高圧ガスの販売事業の届出を受理された場合は、弊社より下記高圧ガスを継続して供給するとともに、高圧ガス保安法を遵守いたします。

記

供給ガス名

販売の方法		ガス名
容器取扱による販売	容器を保管する	
	容器を保管しない	

年 月 日

供給者殿 所在地
名 称
代表者名

許可又は届出年月日 年 月 日
許可又は届出受理番号 第 号

※知事許可又は届出以外の事業所は許可証又は届出書の写し及び取扱ガスが判る書類を添付すること。